



STOP! 長時間労働



フォトメッセージ
Photo Message

長時間労働をなくしたい。過労死・過労自殺をなくしたい。そのために「36協定の上限規制」や「インターバル規制」が必要です。私たち連合三重の組合員からのメッセージです。

集めよう、届けよう、働く私達の声

全国からの声は

連合 クラシノソコアゲ

検索



「働き方改革実行計画」における時間外労働の上限規制が盛り込まれる

非正規の処遇改善・長時間労働の是正、連合として一定の成果

3月28日、「働き方改革実現会議」（議長:安倍晋三内閣総理大臣）が開催され「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」）が決定されました。長時間労働の是正については、3月13日の労使合意に基づき、罰則付き時間外労働規制の導入という労基法70年の歴史の中での大改革に至りました。また、今回決定した「実行計画」には、非正規雇用労働者の処遇改善など、連合が求めてきた政策について社会的コンセンサスが形成され「実行計画」として結実したことは大変大きな意義となりました。

一方、高度プロフェッショナル制度や企画業務型裁量労働制の見直しは長時間労働を助長しかねず、その是正が不可欠であります。今後「実行計画」に基づく法・制度整備の議論は労働政策審議会の場に移りますが「働き方改革」は現場の労使の取り組みこそが鍵となります。

連合は、構成組織・地方連合会と一体となって、労働組合のない職場で働く人も含めたすべての働く者の立場に立った「働き方改革」となるよう全力で取り組みを行いますので、引き続き組合員のご理解とご協力をお願いします。



▲2017年3月13日「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」
神津連合会長（左から2人目）

「働き方改革実現会議」で掲げられた9つのテーマ

- ① 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ② 賃金引き上げと労働生産性の向上
- ③ 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正
- ④ 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
- ⑤ テレワーク、副業・兼業などの柔軟な働き方
- ⑥ 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑦ 高齢者の就業促進
- ⑧ 病気の治療や子育て・介護と仕事の両立
- ⑨ 外国人材の受入れの問題

9 theme

連合は、すべての働く者の立場から意見表明を行っていました。

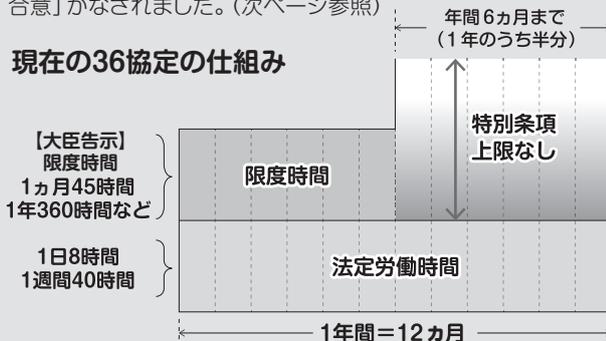
連合は、長時間労働を是正するために以下の2つを求めています！

1 これ以上は働かせてはならない残業時間の上限を法律で定めること

36協定には、1ヵ月45時間、年間360時間などの上限時間の基準がありますが、あくまで目安なので、法的な強制力はありません。実際には残業時間は上限がなく、青天井であるのが現状です。

2017年3月13日に「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」がなされました。（次ページ参照）

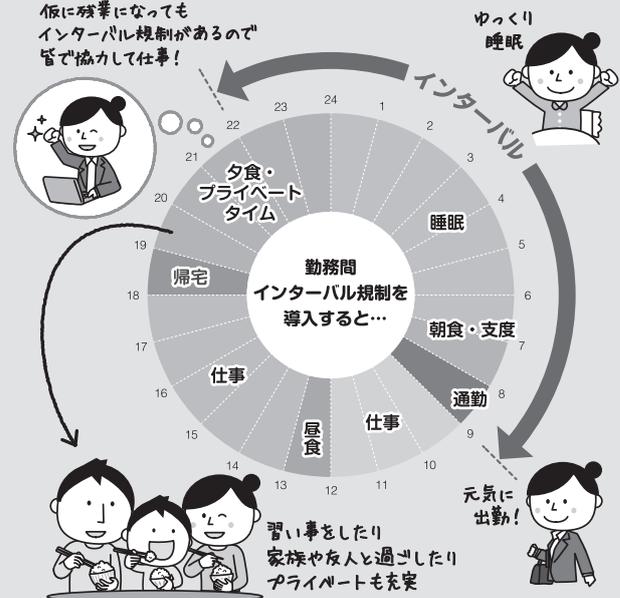
現在の36協定の仕組み



- 労働基準法での原則的な労働時間の上限:1日8時間・1週40時間
【法定労働時間】第32条
- これを延長する場合は、労使協定(36協定)の締結・届出が必要 第36条
- 36協定での延長時間は、「時間外労働の限度基準」(大臣告示)に規定
【限度時間】※時間外労働のみ
→「特別条項」を結べば、例外的に限度時間を超えることができる(年6ヵ月まで)
特別条項について、その上限時間が規定されていないため、実質的には無制限・青天井
- 休日労働【法定休日】:使用者は、労働者に毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない 第35条1項
ただし、4週間を通じて4日以上の日を有する場合には、この週休1日原則は適用されない 同条2項

2 休息时间(勤務間インターバル)規制を法律で定めること

仮に残業になっても
インターバル規制があるので
皆で協力して仕事!



習い事したり
家族や友人と過したり
プライベートも充実



自分や大切な家族を守るためにも、長時間労働を是正し、誰もがいきいきと暮らすハッピーライフを実現しましょう。

「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」(2017年3月13日)

日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、働き方改革を強力に推し進め、長時間労働に依存した企業文化や職場風土の抜本的な見直しを図ることで、過労死・過労自殺ゼロの実現と、女性や若者、高齢者など多様な人材が活躍できる社会の構築に不退転の決意で取り組む。

両団体は、罰則付きの時間外労働の上限規制導入という、労働基準法70年の歴史の中で特筆すべき大改革に合意した。その際、労働組合に属さない労働者の保護や中小・零細企業の対応可能性なども考慮した。

政府には、働き方改革実現会議が近く取りまとめる実行

計画に、下記の合意内容を盛り込むことを要望する。

なお、労働基準法は、労働者が人たるに値する生活を充たすうえでの最低基準を定めたものであり、労使はその向上を図るよう努めるべきとされている。特別の事情により「特別条項」を適用する場合でも、上限時間水準までの協定を安易に締結するのではなく、月45時間、年360時間の原則的上限に近づける努力が重要である。

個別企業労使には、このことをしっかり確認し合いながら、自社の事情に即した時間外労働の削減に不断の努力を求めたい。

上限規制とは？

時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間とする。ただし、一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限については、

すべての条件を満たす

- ① 年間の時間外労働は月平均60時間(年720時間)以内とする
- ② 休日労働を含んで、2か月ないし6か月平均は80時間(※)以内とする
- ③ 休日労働を含んで、単月は100時間を基準値とする
- ④ 月45時間を超える時間外労働は年半分を超えないこととする

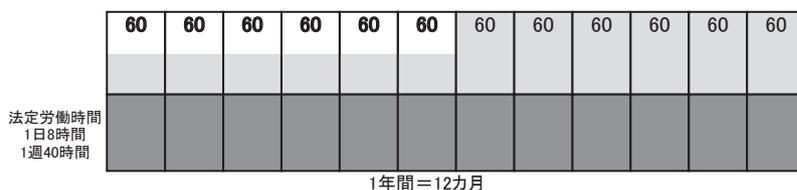
以上を労働基準法に明記する。これらの上限規制は、罰則付きで実効性を担保する。

※2か月ないし6か月平均80時間以内とは、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のいずれにおいても月平均80時間を超えないことを意味する。



月60時間を12カ月続けることはできない

- ① 月平均60時間(年720時間)であっても
- ④ 月45時間を超える時間外労働は年半分を超えないに抵触

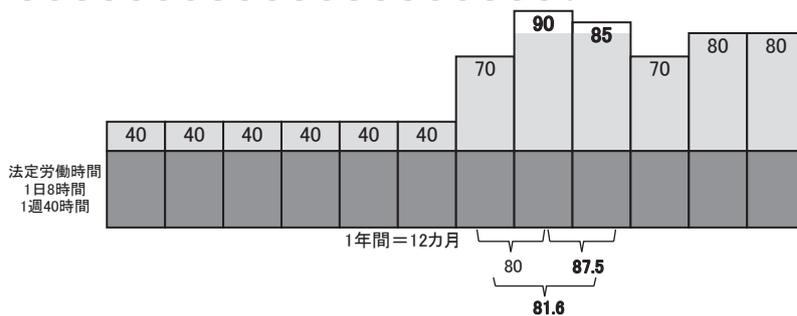


- ① 60時間×12か月=720時間
- ② 2か月平均=60時間
3か月平均=60時間
4か月平均=60時間
5か月平均=60時間
6か月平均=60時間
- ③ 単月100時間 なし
- ④ 月45時間超え **年12回**



80時間以上の月を長期間続けることはできない

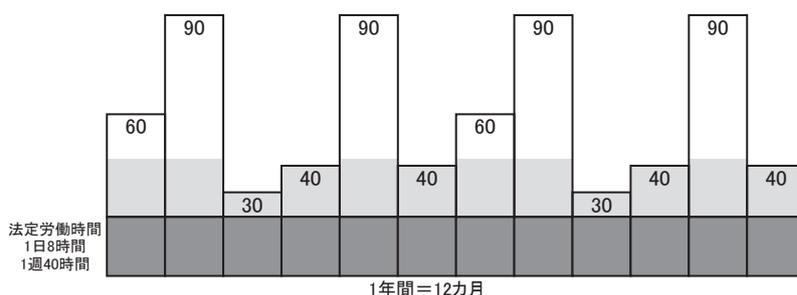
- ① 月平均60時間(年720時間)以内であっても
- ② 休日労働を含んで、2か月ないし6か月平均は80時間以内に抵触



- ① 年間計 715時間
- ② 2か月平均=87.5時間
3か月平均=81.6時間
4か月平均=78.75時間
5か月平均=79時間
6か月平均=79.16時間
- ③ 単月100時間 なし
- ④ 月45時間超え **年6回**



①～④の要件を踏まえた上で、例えば、四半期決算対応を考えた場合



★ ④があるため、90時間を4回使うと、45時間超えてできるのは残り2回

- ① 年間計 720時間
- ② 2か月平均=75時間
3か月平均=60時間
4か月平均=55時間
5か月平均=62時間
6か月平均=58.3時間
- ③ 単月100時間 なし
- ④ 月45時間超え **年6回**



働く仲間の声を届けたい

伊勢志摩地協の女性委員会

伊勢志摩地協の女性委員会は、田川明代さん(パナソニックデバイス労組伊勢)が、委員長を務め11名の役員で構成されていますユニ。

毎年、見聞を広めるため、様々な事業所の見学会をはじめ、女性役員懇談会や学習会など、楽しく参加しやすい活動を行っていますユニ。

今年の三重県中央メーデーは、伊勢志摩地協が共催し、「志摩スペイン村駐車場」で開催されます。女性委員会も式典をはじめたくさんの催しで、その一翼を担っています。

今回は、委員のみなさまにインタビューしましたユニ。



R&PV



組合役員になったきっかけはユニ

- 労働組合がどんなことをしているか興味がありました。
- 私でお役に立つのなら…。
- 今まで先輩方が行ってくれた組合活動なので、今なら自分も出られると思ったから。
- 女性中心で楽しく参加できそうだったから。
- 現場で働く女性の小さな意見を拾い上げ、上部に少しでも伝えられたらと思いました。
- 働く仲間の声を届ける橋渡しが出来ればと思いました。
- 若いころは何もわからず役員になっていましたが、最近、組合を離れていたの、もう一度自分のためになるかなあと思い決断しました。



▲連合三重伊勢志摩地協の女性委員会のみなさん



連合三重の女性組合員にむけて一言メッセージをユニ

- 家事に仕事に育児に忙しい女性が多いと思います。助け合って活躍できる社会をめざしましょう。
- 役員を引き受けて大変なこともあると思いますが、せっかくの機会なので、なんでも楽しんでください。普段できないことが出来るチャンスです。
- 女性の立場はいつまでも厳しいです。ともに頑張りましょう。
- 一度役員になってみたら案外楽しかったりしますので、声が掛かったら役員になってみてください。
- 時間をつくるのは難しいかもしれませんが、違う職種の方とも交流でき、楽しいと思います。



組合役員を経験して、よかったことはユニ

- 視野が広がりました。今でも連絡を取り合っ仲良きさせていただいています。
- 労働組合が組合員のためにしてくれていることが具体的にわかりました。それに少しでも力になれたことかな。
- 全く違う職種の方と知り合いになれました。
- 他の部門の方から、声をかけてもらった時、うれしかったことを覚えています。
- 働くルールなど労働に係わる知識を得ることが出来ました。



連合メールマガジンに登録お願いします

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/unimag/> 情報発信日は、基本的に毎月05日です。
(1れんごう(05)の日)

安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

N 三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

健全・安心・貢献
R 東海ろうきん

〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

保障のことなら
G 全労済

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

全労済は、共済事業をととして「労働者福祉運動」をサポートします。

U 三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。